

第1章 総論

1 背景

20世紀における「大量生産、大量消費、大量廃棄」の一方通行型経済システムは、廃棄物最終処分場の残余容量の逼迫を招くとともに、環境破壊や資源の枯渇といった問題を深刻化させてきた。

今後、我が国が持続的な発展を続けるためには、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を実現することが不可欠となっている。

(1) 国の動き

国においては、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」(循環基本法)を制定し、これと一体的に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)を改正するとともに、循環型社会構築に向けた取組みを推進するための法的基盤を整備してきた。

《これまでに制定された主な法律》

- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)
- ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)
- ・「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)
- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)
- ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)
- ・「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)

また、平成15年3月には、循環基本法に基づく『循環型社会形成推進基本計画』(以下「国の計画」という。)を策定し、平成22年頃までに次のようなイメージの循環型社会を形成することとしている。

《循環型社会のイメージ》

- ・自然の循環と経済社会の循環
(資源を有効に活用し、豊かな環境の恵みを楽しむ質を重視した社会)
- ・暮らしに対する意識と行動の変化
(「ワンウェイ型ライフスタイル」を「循環」を基調としたものに転換)
- ・ものづくりなどに対する意識と行動の変化
(生産、販売、サービス提供などにおいて3Rの取組みを展開)
- ・循環型社会形成へ向けた各主体の活動の活発化
(行政、国民、民間団体、事業者における環境配慮の取組みの徹底)
- ・廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化
(総合的リサイクル施設や情報基盤等の整備)

(2) 本県の対応

本県においては、さわやかな環境先進県づくりを目指し、廃棄物の減量とリサイクルや適正処理を進める本県独自の循環型社会を構築することを目的として、平成12年3月に『えひめ循環型社会推進計画』(以下「基本計画」という。)を策定した。

基本計画では、平成12年度からの5ヶ年間で循環型社会への移行期間と位置付け、平成16年度の目標を設定したうえで、「環境意識の高揚」、「多様なリサイクルシステムの定着促進」、「環境ビジネス支援制度の拡充」、「環境優先行政の実践」に係る合計60項目の主要施策を掲げ、実現可能なものから実施に取り組んできた。

(3) 社会経済の変化

近年、生産・流通・販売・サービスの各段階で、発生抑制・再使用・再資源化に関する技術開発が進展し、環境への負荷軽減のための配慮や工夫がなされるとともに、廃棄物の減量化やリサイクルに関する施設・設備の整備が進められるほか、住民の自主的な活動が繰り広げられるようになってきている。

県内においても、製紙スラッジの再資源化、ペットボトルの再生、廃木材や溶融スラグの利活用など、民間や公共での様々な調査研究や技術開発が進められるとともに、リサイクルプラザやリサイクルセンターも順次整備されるほか、住民主導の分別排出とリサイクル運動、主婦グループや市民の会による3R実践活動などが展開されている。

2 計画の趣旨及び性格

本県が今後ともさわやかな環境先進県づくりを進めるためには、循環を基調とした生活様式や経済活動を定着させ、循環型社会構築に向けた歩みを確かなものにしていく必要があるため、基本計画の内容をベースとして第二次『えひめ循環型社会推進計画』(以下「第二次計画」という。)を策定することとした。

第二次計画では、国の計画及び社会経済の変化を踏まえて新たな目標を設定し、基本計画の方向に沿って引き続き幅広い施策展開に努めることとしている。

また、第二次計画は、今後県が特に取り組むべき『重点施策』を掲げた点において、よりレベルの高い循環型社会に向かうための“戦略プログラム”としての性格を有するものである。

3 第二次計画の目標年次

第二次計画の目標年次は、

- ・国の計画の目標年次が平成 22 年度となっていること
 - ・次期「愛媛県廃棄物処理計画」の目標年次も平成 22 年度とする予定であること
- などから、平成 22 年度（西暦 2010 年度）とする。

第2章 現状と課題

1 廃棄物の現状と問題点

(1) 一般廃棄物

発生、処理、リサイクルの現状

本県における一般廃棄物の排出量は、増加傾向が続いていたが、平成12年度をピークに減少に転じ、平成15年度（速報値）では、年間排出量60万5千トン、県民一人1日当たり排出量1,101グラムとなっている。

また、その処理状況をみると、焼却量が44万4千トン、直接埋立量が3万4千トンとなっており、リサイクル率は15.1%である。

排出・処理状況の推移

項 目		H11	H12	H13	H14	H15	
排出量	千 t	621	651	646	617	605	
市町村処理量	千 t	611	642	640	612	602	
	直接焼却量	千 t	449	458	459	442	444
	直接埋立量	千 t	39	51	58	46	34
	中間処理量	千 t	114	123	111	109	107
	直接資源化量	千 t	9	10	12	15	17
	自家処理量	千 t	10	9	7	5	4
人口	千人	1,521	1,517	1,514	1,510	1,506	
一人1日当たり排出量	g	1,119	1,175	1,169	1,120	1,101	

排出量 = 市町村処理量 + 自家処理量

平成15年度は速報値（以下同じ）

端数処理の関係で計算が合わないことがある

リサイクル率の推移

項 目		H11	H12	H13	H14	H15
市町村処理量	千 t	611	642	640	612	602
直接資源化量	千 t	9	10	12	15	17
中間処理後再生利用量	千 t	55	56	57	60	61
集団回収量	千 t	15	16	18	14	16
リサイクル率	%	12.6	12.5	13.1	14.1	15.1

リサイクル率 = { (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) ÷ (市町村処理量 + 集団回収量) } × 100

端数処理の関係で計算が合わないことがある

最終処分量（率）の推移

項 目		H11	H12	H13	H14	H15
最終処分量	千 t	127	142	142	120	104
最終処分率	%	20.4	21.8	22.0	19.5	17.3

最終処分率 = (最終処分量 ÷ 排出量) × 100

端数処理の関係で計算が合わないことがある

処理体制の現状

本県における一般廃棄物の処理体制は、平成 15 年度末において、焼却施設 25 施設、廃棄物再生利用施設（リサイクルプラザ及びリサイクルセンター）5 施設、その他の資源化施設 26 施設であり、焼却施設のうち全体の 60%にあたる 15 施設で余熱利用が行われている。また、最終処分場は 31 施設が稼働しており、残余容量は約 115 万立方メートルとなっている。

県内の焼却施設の現状（平成 15 年度末）

	施設数	処理能力	処理実績
焼却施設	25	1,965 t / 日	1,216 t / 日

焼却施設の規模別内訳（平成 15 年度末）

規 模	施設数
10 t / 日未満	3
10 t / 日以上 100 t / 日未満	15
100 t / 日以上 300 t / 日未満	5
300 t / 日以上	2
合 計	25

焼却施設における余熱利用の状況一覧（平成 15 年度末）

余熱利用		施設数	発電(熱)能力	施設名
あ り	発 電 (温水供給含)	3	4,900 kwh	松山市南クリーンセンター 松山市西クリーンセンター 新居浜市清掃センター
	温水供給 (温水プール、 福祉施設の風呂)	2	207.2 万 kcal/h	今治地区クリーンセンター 宇和島市環境センター
	温水供給 (場内)	10	801.1 万 kcal/h	伊予三島クリーンセンター 重信町クリーンセンター 大浦塵芥処理場（中島町） 環境センター（八幡浜市） クリーンセンター（津島町） 道前クリーンセンター 大洲市・長浜町環境センター 内山クリーンセンター 鬼北環境センター 南宇和環境衛生センター
	小 計	15	-	-
な し		10	-	-
計		25	-	-

施設名は、平成 15 年度末時点のもの

廃棄物再生利用施設の現状（平成 15 年度末）

施設数	処理能力	設置者
5	98 t/日	四国中央市、新居浜市、八幡浜市、津島町、 南宇和衛生事務組合

最終処分場の現状（平成 15 年度末）

	施設数	処理実績	残余容量	埋立残余年数
最終処分場	31	8.9 万立方m/年	115 万立方m	12.9 年

問題点

平成14年度で全国と比較してみると、本県の一人1日当たりごみ排出量は、全国よりも9グラム多く、リサイクル率は、1.8ポイント下回っている。

全国との比較

項 目		H11	H12	H13	H14	H15
一人1日当たり 排出量(g)	愛媛県	1,119	1,175	1,169	1,120	1,101
	全 国	1,114	1,132	1,124	1,111	未集計
リサイクル率 (%)	愛媛県	12.6	12.5	13.1	14.1	15.1
	全 国	13.1	14.3	15.0	15.9	未集計

(2) 産業廃棄物

排出、再生利用、処理の現状

本県における産業廃棄物の排出、再生利用、処理の状況は、平成 11 年度で、排出量 967 万 6 千トン、再生利用率 26.6%、最終処分率 13.2%となっている。

排出、再生利用、処分状況の推移

項 目		H6	H11
排出量	千 t	9,553	9,676
再生利用量	千 t	1,995	2,576
再生利用率	%	20.9	26.6
最終処分量	千 t	2,304	1,276
最終処分率	%	24.1	13.2

再生利用率 = (再生利用量 ÷ 排出量) × 100

最終処分率 = (最終処分量 ÷ 排出量) × 100

圏域別排出状況 (平成 11 年度) (千 t)

圏 域	排出量
宇摩圏域	4,688
新居浜・西条圏域	1,897
今治圏域	471
松山圏域	1,479
八幡浜・大洲圏域	797
宇和島圏域	343
合 計	9,676

端数処理の関係で合計が合わない

業種別排出状況（平成 11 年度）

（千 t）

業 種	排出量	内 訳			
		再生利用 量	減量化 量	最終処分 量	その他の 量
製造業	6,465	403	5,054	972	36
建設業	1,235	1,001	59	167	8
農業	1,138	1,029	107	1	0
電気・水道業	657	101	433	121	2
鉱業	117	15	89	0	13
その他の業種	64	27	20	15	2
合 計	9,676	2,576	5,763	1,276	61

端数処理の関係で合計が合わないことがある

廃棄物の種類別排出状況（平成 11 年度）

（千 t）

種 別	排出量	内 訳			
		再生利用 量	減量化 量	最終処分 量	その他の 量
汚泥	6,332	149	5,244	896	43
動物のふん尿	1,136	1,029	107	0	0
がれき類	1,081	970	0	103	8
ばいじん	242	150	0	92	0
木くず	186	28	141	16	1
燃え殻	164	121	0	42	0
その他の種類	535	129	271	127	9
合 計	9,676	2,576	5,763	1,276	61

処理体制の現状

本県における産業廃棄物の処理体制は、平成 15 年度末現在で、中間処理施設が 427 施設、最終処分場が 48 施設である。

また、産業廃棄物処理業の許可件数は平成 15 年度末現在で、産業廃棄物の許可が 2,171 件（収集運搬業 1,929 件、処分業 242 件）、特別管理産業廃棄物の許可が 289 件（収集運搬業 274 件、処分業 15 件）となっている。

産業廃棄物の処理施設の現状（平成 15 年度末）

施設の種類	施設数
汚泥の脱水処理施設	253
廃プラスチック類の焼却施設	5
汚泥の焼却施設	13
廃油の焼却施設	4
その他	152
合 計	427

地区別産業廃棄物最終処分場の状況（平成 15 年度末）

	東 予	中 予	南 予	合 計
管理型処分場（件数）	8	6	1	15
安定型処分場（件数）	4	3	26	33
合 計	12	9	27	48

産業廃棄物処理業の許可件数（平成 15 年度末）

	収集運搬業	処分業	合 計
産業廃棄物	1,929	242	2,171
特別管理産業廃棄物	274	15	289
合 計	2,203	257	2,460

問題点

製造業、特に紙・パルプ製造業からの廃棄物が多いこともあり、全国と比べて再生利用率が低く、最終処分率が高い。

再生利用率、最終処分率の全国との比較（平成 11 年度）

	愛媛県	全 国
再生利用率	26.6%	42.8%
最終処分率	13.2%	12.4%

2 県民・事業者・市町村の取組みと意識

(1) アンケート調査結果

県民アンケート

平成 15 年 9 月に実施した「循環型社会の形成に関するアンケート調査」の結果によると、ほぼ全国と同程度の意識・行動を示すデータとなっており、環境配慮の意識は徐々に浸透してきている。

《主な調査結果》	本 県[全 国]
・(非常に・ある程度)ごみ問題への関心がある	93.6%[89.8%]
・多くのものを買い、多くのものを捨てている	29.2%[27.5%]
・(多少意識して・いつも)リユース・リサイクルを心がけている	70.0%[71.1%]
・買い物袋を持参し、レジ袋をもらわないようにしている	30.0%[28.6%]
・使い捨て製品は買わないようにしている	24.3%[22.7%]
・詰め替え製品をよく使う	62.9%[47.0%]
・レンタル品をよく使う	10.7%[4.9%]
・友人や知人と不要品を融通しあう	21.4%[12.3%]
・家庭で出たごみは、分別して定められた場所に出している	90.7%[82.1%]
・(いつも・できるだけ・たまに)環境にやさしい製品購入を心がけている	80.7%[83.3%]

事業所アンケート

平成 16 年 8 月に実施した「えひめ循環型社会推進計画改訂に関する調査」の結果によると、環境への配慮や廃棄物の減量化・リサイクルに関する事業所の取組みは、5 年前と比べてかなり進んでいる。

《主な調査結果》	今 回[5 年前]
建設業、製造業	
・ISO14001 を取得している	24.5%[3.1%]
・廃棄物を自社内で再利用している	34.4%[18.3%]
・廃棄物を他事業所へ引き渡して再利用している	62.3%[24.4%]
・廃棄物発生抑制のため、工程変更をしたことがある	35.8%[13.0%]
・他事業所の廃棄物を受け入れて再利用している	15.9%[9.2%]
小売業	
・ISO14001 を取得している	22.9%[5.6%]
・使用済み製品を引き取っている	71.4%[67.0%]
・簡易包装に取り組んでいる	77.1%[69.0%]
・食料品等の量り売りを実施している	45.7%[33.0%]
・販売した製品の修理や部品交換を行っている	42.9%[44.0%]

(2) ヒアリング結果

平成 16 年 9 月に実施した県内主要事業所及び市町村に対するヒアリングにおいて、次のような意見があった。

《事業所の主な意見》

- ・再生品の需要安定のため、公共工事における利用を促進してほしい。
- ・再生利用推進の取り組みは、四国地区や中四国地区など広域的に展開する必要がある。
- ・現行の廃棄物処理法は、事業系一般廃棄物の処理責任の所在など、不明確で理解しにくい点が多い。
- ・行政による情報提供及び相談窓口の設置を望む。

《市町村の主な意見》

- ・家電リサイクル法に基づくリサイクル費用は、前払いとすべきである。
- ・校区レベルで配置している「廃棄物減量推進員」制度が、行政と住民とのパイプ役として非常に有効に機能している。
- ・子どもの頃から環境教育を行うべきであり、特に、廃棄物処理の現場を直接目にする機会があれば良い。
- ・容器包装リサイクル法は、同じ性状の物でも法の対象物とそれ以外を分別するという点が、住民にとって理解しにくいのではないかと。
- ・一般家庭における排出抑制には限界があるため、商品の製造段階や販売時点でごみを出さない取り組みが必要である。

第3章 基本方針

本県における循環型社会構築に向けた取組みの基本方針としては、基本計画に掲げた以下の4項目を堅持するものとする。

第1【発生抑制 (Reduce)】

製品設計における配慮、製造工程の見直し、過剰包装の抑制、製品の長寿命化、修理・修繕、性能・機能の向上の促進などによって、発生する不用物の量を抑制する。

県民一人ひとりが、大量消費・大量廃棄型の生活様式を改め、真に必要な商品のみを購入するとともに、購入後は、無駄なく、長期にわたり使用するなど、発生抑制を意識した暮らしを心がける。

また、事業者は、廃棄物になりにくい製品の製造・販売や包装の簡素化に取り組むとともに、エコ・オフィス活動の推進に努め、事業所や店舗内はもとより、消費段階における発生抑制にも配慮した事業活動を徹底する。

行政は、自らが率先してエコ・オフィス活動に取り組み、ごみ排出量の削減を実践するとともに、県民や事業者における発生抑制の取組みが進むよう、NPOなどとも連携して意識啓発活動を行う。

第2【再使用 (Reuse)】

製品・部品のリユース、容器の繰り返し利用などによって、発生する廃棄物の量を抑制する。

県民、NPO、事業者、行政が、それぞれの活動において、繰り返し利用可能な容器の使用、再使用可能な製品の購入に努める。

また、製造業者においては、設計・製造段階において、製品の分離・分解及び素材の分別が可能な仕様にするほか、流通・販売業者と連携し、できるかぎり製品・部品の再使用を行うための回収システムを構築する。

第3【再資源化 (Recycle)】

使用済み製品や生産に伴う副産物として排出されたものを、原材料又はエネルギーとして利用し、最終処分量を削減する。

県民、事業者は、資源ごみの分別排出の徹底を行い、行政、NPOは、そのための意識啓発活動を推進するとともに、多様なリサイクルシステムの構築に努める。

製造業者においては、再資源化が容易な製品の生産に努めるほか、再生資源を活用した製品づくりに取り組む。

また、県内の資源リサイクル活動を促進するため、県民、NPO、事業者、行政が、それぞれの活動の中で再生品の使用拡大に努める。

第4【適正処理 (Proper Disposal)】

廃棄物の処理に伴う環境への影響を最小限に抑制するとともに、不法投棄を根絶する。

やむをえず廃棄物となり、なおかつ再利用・再資源化が困難なものについては、環境保全上の配慮を十分に行ったうえで、適正に処理し、最終処分する必要がある。

特に、環境破壊につながる不法投棄については、県民、事業者等が、自ら行わないばかりでなく、他者の不法投棄も許さない土壌をつくとともに、行政は、監視指導の強化に努め、官民一体となってその根絶を図る。

第4章 計画の目標

本県の現状や国の目標を踏まえ、平成22年度の目標を次のとおり設定する。

1 廃棄物の減量化・リサイクル

(1) 一般廃棄物

項目	平成15年度(速報値)	平成22年度目標
年間排出量	60万5千トン	53万8千トン
一人1日当たり排出量	1,101グラム	1,018グラム
リサイクル率	15.1%	22.0%
年間最終処分量	10万4千トン	8万5千トン

目標達成のためには、県民一人ひとりが、家庭・地域や職場において次のような取組みを進めることが求められる。

家庭・地域において

- ・ごみをきちんと分別し、資源回収に積極的に協力する。
- ・計画的に食品を購入し、賞味期限切れの食品ごみを出さない。
- ・料理は、作る分量を工夫し、残さず食べる。
- ・買い物袋を持参したり、レジ袋を断ったりする。
- ・詰め替え商品の購入、量り売りや簡易包装の利用を心がける。

職場において

- ・事務所内では、両面コピーを原則とし、片面コピーの場合は、使用済み用紙の裏面を再使用する。
- ・業務や飲食等に際し、使い捨ての製品・容器等を使わないようにする。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物については、事業者自らが、発生抑制・再使用・再資源化・適正処理に取り組むとともに、行政としても、事業者の取組み支援や不法投棄防止対策などの適正処理指導に努め、減量化・リサイクルの推進と最終処分量の削減を図ることとするが、具体的な数値目標については、平成17年度見直し予定の「愛媛県廃棄物処理計画」において設定することとする。

2 グリーン購入の推進

(1) 県内の現状

環境省が平成 16 年 2 月に実施した「地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査」の結果によると、県内で組織的にグリーン購入に取り組んでいる市町村の割合は 21.3%で、全国の 38.4%と比べて少なく、グリーン購入推進のための計画等を策定している市町村の割合についても、県内では 17.0%と全国の 21.3%を下回っている。

また、「えひめ循環型社会推進計画改訂に関する調査」の結果によると、一般品より高価格でもグリーン購入に努めていると答えた事業所は、建設業・製造業で 6.7%、小売業では 11.4%となっている。

(2) 目 標

すべての市町が組織的にグリーン購入を実施するとともに、県内事業所においても、積極的にグリーン購入を実施するよう努める。

第5章 各主体の果たすべき役割

県民、NPO、事業者、行政は、相互に連携を図りながら循環型社会構築に向けた取組みをさらに推進していく必要があり、それぞれ次のような役割を果たすことが求められる。

- 1 県民 = 循環型社会をかたちづくる主役
 - ・ごみを出さないライフスタイルの実践
 - ・グリーン製品・サービスの選択
 - ・分別回収や拠点回収など、リサイクルシステムへの積極的な協力
 - ・環境教育、環境保全活動への参加・協力
- 2 NPO = 県民・企業等の環境保全活動のつなぎ手
 - ・3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再資源化）の推進や県民のライフスタイル見直し支援
 - ・環境教育・環境学習や啓発活動の実践
- 3 事業者 = 環境への配慮、排出者責任・拡大生産者責任を踏まえた事業活動
 - ・廃棄物を出さない事業活動の実践
 - ・リサイクルに配慮した製品の製造・販売
 - ・廃棄物再資源化の推進
 - ・グリーン購入、グリーン調達の実践
 - ・自ら排出した廃棄物の適正処理の実施
 - ・環境報告書などによる消費者への情報提供
- 4 行政 = 各主体の取組み支援、コーディネーター
 - ・情報の提供、普及啓発の推進
 - ・グリーン購入や環境管理システムの導入などの率先垂範
 - ・循環型社会構築のための計画の策定
 - ・不適正処理に対する監視・規制の強化
 - ・廃棄物処理施設など公共的施設の整備

第6章 今後の取組み

1 施策の方向

県においては、基本計画における施策の方向に沿って、引き続き幅広い事業展開に努めるものとする。

(1) 環境意識の高揚

本県における循環型社会構築に向けた活動をさらに活発にし、定着させていくためには、県民一人ひとりが循環型社会づくりの主役であるとの意識を持ち、家庭や地域、さらには企業の一員として継続的な取組みを続けていく必要がある。

そこで、県民の環境意識の高揚を図るため、子どもから大人までを対象とした環境教育・環境学習を充実させるとともに、イベントの開催等による普及啓発活動を展開するほか、ホームページをはじめ様々な機会をとらえて住民ニーズに対応した情報の提供を行っていくこととする。

(2) 多様なリサイクルシステムの定着促進

県民・事業者・団体等における3Rの取組みを促進するためには、多様なリサイクルシステムを整備するとともに、その定着促進を図っていく必要がある。

このため、地域や業種の特色に応じた新たなリサイクルシステムの導入を進めるとともに、市町や産業界などにおけるリサイクル施設の整備促進を図るほか、関係法令や制度に基づきリサイクルシステムへの県民の理解を深め、その定着を図ることとする。

(3) 環境ビジネス支援制度の拡充

事業系の廃棄物の減量化・リサイクルを進めていくためには、事業者自らの自覚と実践活動を積極的に支援していく必要がある。

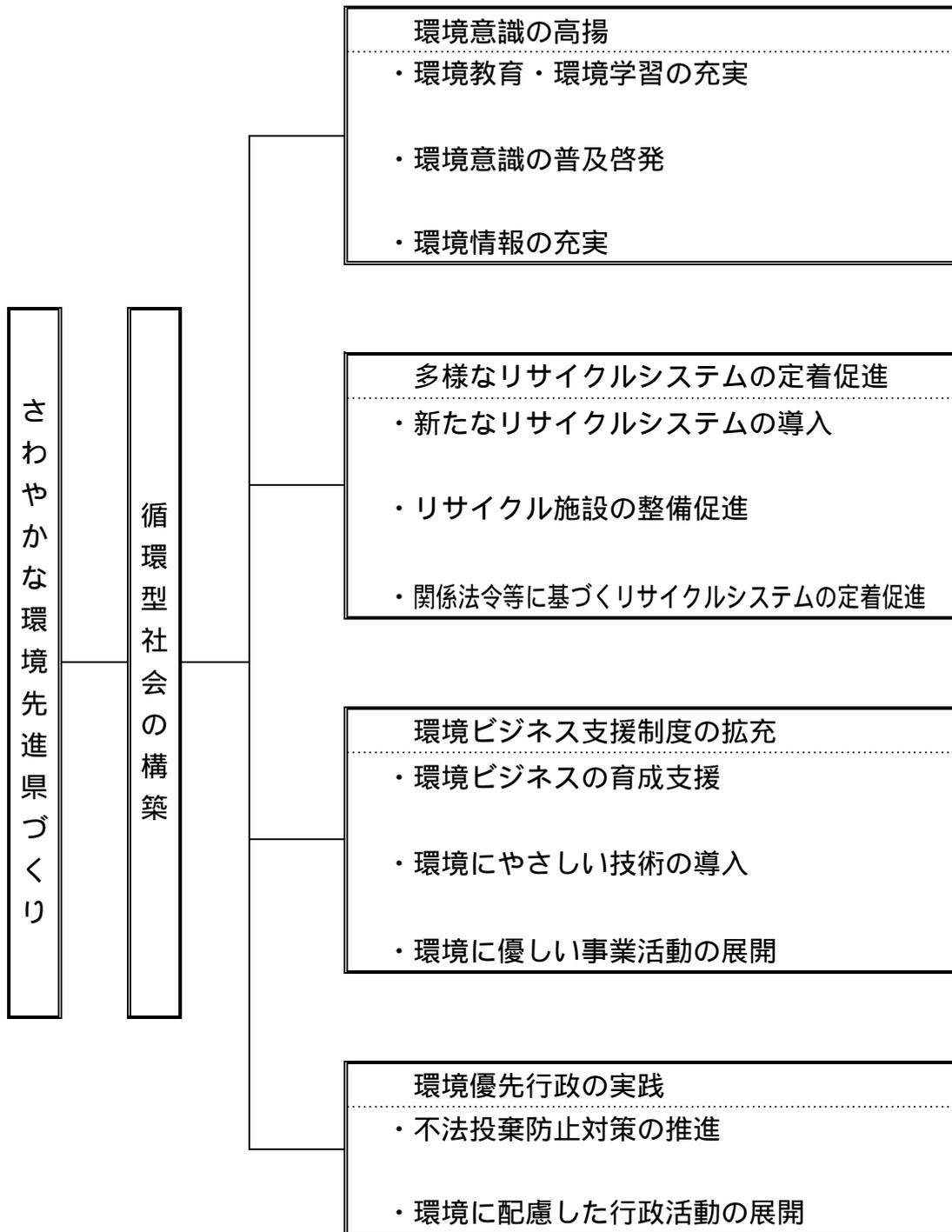
このため、環境に優しい製品やサービスの普及・実践に取り組む環境ビジネスの育成を進めるとともに、試験研究機関等を活用した技術開発及び事業者支援に取り組むほか、先駆的・独創的な取組みを行う事業所の評価・支援などにより環境に優しい事業活動の展開を促進する。

(4) 環境優先行政の実践

県民、事業者、NPOなどにおける継続的な取組みを定着させていくためには、行政が率先して環境配慮活動を実践するとともに、各主体の取組み支援と不適正処理の未然防止など、環境優先行政の実践に努める必要がある。

このため、事業者指導やパトロールの強化などにより、最も環境負荷の大きい不法投棄の防止対策を強力に推進するとともに、県及び市町が連携し、率先垂範による環境配慮活動を推進することとする。

《施策の体系》



2 重点施策

第二次計画の目標を達成するため、基本計画の主要施策のうち継続実施するもの以外で、今後特に重点的に取り組むべきものとして、新たに“重点施策”を掲げる。

(1) 環境意識の高揚

小学生を対象とした実践講座の開催

子どもの頃からごみの減量化・リサイクルの意識を持つ必要があることから、小学生を対象に、基礎学習、分別・リサイクル体験、施設見学などを盛り込んだ実践講座を開催する。

実践活動事例やアイデアの募集・顕彰

家庭・地域・事業所などにおける循環型社会づくりの取組み事例やアイデアを募集し、ユニークで効果的なものを顕彰又は広く紹介することにより、県民及び事業者の自主的な実践活動を促進する。

消費者の意識・行動の転換誘導

事業者が環境配慮型商品の製造・販売に積極的に取り組むには、消費者が主体的に環境配慮型商品を選択し、過剰包装や使い捨て商品などの購入を自粛することが重要であるため、環境に優しい買い物の普及・推進などにより、消費者の意識・行動の転換を図る。

「えひめの循環型社会づくり」ホームページの充実

「えひめの循環型社会づくり」ホームページについて、実践活動事例やアイデアの紹介、減量化・リサイクルに関する技術情報の提供などによる掲載内容の充実を図り、多様なニーズに的確かつ迅速に対応しながら、県民や事業者の取組みを促進する。

(2) 多様なリサイクルシステムの定着促進

エコ・コミュニティの創出

一定の地域やイベントなどにおいて、県民、事業者、NPO、行政などが連携してリデュース・リユース・リサイクルやグリーン購入を行い、他地域のモデルとなるようなエコ・コミュニティの創出を図る取組みに対して適切な支援を行う。

旅館・ホテル等から出る生ごみの回収・利用システムの整備

旅館・ホテル・レストランなどの密集する観光地等で発生する生ごみについて、県、地元市町、関係業界などが一体となって、その回収及び循環利用システムの整備を進める。

農業用廃プラスチックのリサイクル推進

ビニールハウス等の農業用廃プラスチックの適正処理を推進するため、農家、農協、市町等関係者の協力のもと、分別収集とリサイクルのシステムを構築する。

分別収集基準や有料化のあり方の研究

県下全域において、住民の理解と協力を得ながら、効率的・効果的にごみの減量化とリサイクルを推進していくため、分別収集の統一基準や有料化のあり方などについて研究し、市町に対して適切な助言を行う。

市町村合併を踏まえた減量化・リサイクルの推進

市町村合併に伴い、新たな分別収集計画によるごみ処理を行う必要があることから、県・市町循環型社会推進連絡会議の活用などにより、地域の実情に応じた計画の策定と達成を支援するとともに、ごみの減量化・リサイクルの推進に関する適切な助言を行う。

(3) 環境ビジネス支援制度の拡充

資源循環利用を促進するための交流会の設置

県内の企業、団体、大学、公共試験研究機関などに呼びかけ、廃棄物の減量化・再利用・再資源化に関する技術や循環資源の需給状況などに関する情報交換を行うための交流会を設置する。

えひめエコランド構想の推進

地域ゼロエミッションを推進する観点から、企業間連携によるリサイクル施設の整備など実効性のある事業を公募して「えひめエコランド構想」に位置付け、これに対する財政的支援及び後方支援を行うことにより構想の実現を図る。

広域連携によるリサイクル事業の推進

リサイクル関連事業やエコタウン事業などの推進に当たり、原材料となる廃棄物の安定確保やリサイクル製品の販路確保・需要拡大を図るため、中四国各県、瀬戸内圏域など、広域連携による情報の保管や共有化を通じてリサイクルシステムの確立とビジネスモデルの創出に努める。

資源循環優良モデル認定制度の充実

3R活動に取り組む事業所及び店舗を認定・紹介する「資源循環優良モデル認定制度」について、認定リサイクル製品の率先使用の義務付け、製品の販売・PRに協力するサポーター制度の導入、さらには認定優良企業等の新製品・新技術の開発に対する支援制度の創設など、制度の充実を図る。

製紙汚泥の有効利用の推進

本県において多量に発生する製紙汚泥の有効利用方策について、製紙業界、再資源化事業者、試験研究機関等と連携して研究するとともに、人工ゼオライト化や路盤材・断熱材・防音材としての利活用など、事業化に対する積極的な支援を行う。

バイオマス利活用の推進

廃棄物系バイオマス資源の有効活用を図るため、その種類や地域に応じた利活用対策を推進するとともに、関係者や地元地域が一体となった変換・利用施設等の整備や創意工夫を凝らした取組みを促進する。

試験研究機関における研究開発及び相談・支援

県の試験研究機関において、廃棄物の減量化・リサイクル技術に関する研究開発を進めるとともに、資源循環利用に関する各種相談に応じるほか、必要に応じて施設・設備の開放や大学等との連携による共同研究を行い、事業者の取組みに対する積極的な支援を行う。

廃棄物の発生抑制に関する技術開発の支援

製品の製造・流通・販売などの段階における廃棄物の削減を促進するため、発生抑制に大きな効果が得られる装置や設備の開発を行う企業等を対象に、低利融資制度や補助制度を活用して支援する。

環境報告書の作成支援

事業所における環境報告書の作成を支援するため、基本的な手順や数値目標の設定方法などについて指導・助言を行うほか、企業が自己診断を行うための環境効率等の指標について研究し、業種別の標準データを取りまとめて公表する。

(4) 環境優先行政の実践

県・市町における環境配慮活動の促進

市町における環境マネジメントシステムの導入やグリーン購入を促進するとともに、循環型社会構築のための計画策定についても適切な助言を行い、県と市町が率先して環境配慮活動を実践する体制を整える。

環境配慮型イベント開催指針の作成

県が主催するイベントの開催に当たり、廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化を推進するとともに、省資源・省エネルギーを促進するなど、環境への配慮を徹底するための指針を作成し、県として実践に努めるとともに、市町や公的機関等にも指針の内容を紹介する。

環境配慮型事業所等の優先活用

循環型社会構築に向けた県内事業所の取組みを評価・支援するため、物品の調達や公共事業の実施等に当たり、グリーン購入と資源再利用に努めるとともに、環境配慮型の事業所や技術を優先的に活用する。

第7章 推進体制と評価システム

1 推進体制

本県における循環型社会構築に向けた取組みを促進するためには、県民、事業者、行政等が相互に連携して第二次計画を推進していく必要がある。

このため、基本計画の推進組織として設置した「えひめ循環型社会推進会議」を活用するとともに、必要に応じて組織の拡充を行い、県内各界各層の実践活動の活発化及び普及・定着に努めることとする。

2 進行管理及び評価

第二次計画の進捗状況を監視・評価するため、引き続き「えひめ循環型社会推進計画評価委員会」(以下「評価委員会」という。)による進行管理を行っていくこととする。

また、目標の達成状況を把握するため、定期的に県、市町及び事業者の取組状況を調査するとともに、中間年において総合的な見直しを行い、必要と認められる場合には、目標値も含めて第二次計画の改訂を行うこととする。